

令和8年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会（保健福祉部所管） 開催状況

開催年月日 令和8年3月12日（木）

質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 委員

答弁者 保健福祉部長 古岡 昇
障がい者保健福祉課長 徳田 泰則
精神医療担当課長 西本 司

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 北海道障がい者条例の活用状況の検証について</p> <p>北海道では、障がいのある方の権利擁護と差別の解消を進め、誰もが地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例、いわゆる北海道障がい者条例が制定されています。</p> <p>この条例は、当時、議員提案の政策条例として制定されまして、当時は全国に先駆けた先進的な取組として評価されてきたと感じておりますが、施行されてから十年以上が経過する中で、この理念が本当に現場の中で活かされているのか、改めて問われていると考えます。</p> <p>併せて、令和6年には障害者差別解消法が改正されまして、民間事業者に対する合理的配慮の提供が義務化されました。</p> <p>こういう状況の中で、北海道の条例が持つ仕組みをどのように活かし、実効性あるものとしていくのが重要であると考えまして、以下伺います。</p> <p>（一）条例の現状評価について</p> <p>まず、条例の現状について伺いますが、条例施行から十年以上が経過していますが、当事者の方々からは「条例の仕組みが十分に知られていない」「暮らしの変化が本当に良くなったのかどうか見えにくい」といった声も聞かれます。</p> <p>条例が、道内の障がいのある方の暮らしの改善にどのような成果をもたらしてきたと評価しているのか、また現時点での課題について、保健福祉部としてどのように認識しているのか伺います。</p> <p>前回議論させていただいたときは、コロナ渦ということが理由だというような意見交換をさせていただいたところですが、もうコロナは終わりましたので、地域づくり委員会の実効性について伺います。</p> <p>（二）地域づくり委員会の実効性について</p> <p>条例ではですね、道内14圏域に地域づくり委員会を設置し、当事者参加のもとで、差別や暮らしづらさの課題について協議し、解決につなげていく仕組みが設けられています。</p> <p>これは、私は、この条例の肝だと思っているんですが、ただ、公表資料を見る限り、会議の開催状況などは確認できるものの、それによって差別の解消や合理的配慮の実現</p>	<p>（障がい者保健福祉課長）</p> <p>北海道障がい者条例についてでございますが、この条例は、障がいがあることによって、いかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するための道の施策の基本となる事項等を定めております。</p> <p>道では、条例の3本柱である「権利擁護」、「地域づくり」、「就労支援」といった、障がいのある方の福祉の増進に資する取組を、総合的かつ計画的に実施するため、「障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」を設置し、全庁をあげて各種関係施策の推進に努めてきたところでございます。</p> <p>こうした中、現状、虐待件数は減少していないため、防止に向けた取組の推進が必要であることや、令和6年に改正された障害者差別解消法に関する一層の普及啓発が必要であること、また、条例に基づき設置しております地域づくり委員会への相談件数が減少傾向にあり、地域課題の情報収集や当該委員会の更なる周知が必要であると考えております。</p> <p>（障がい者保健福祉課長）</p> <p>地域づくり委員会についてでございますが、道では、障がい者条例に基づき、各振興局に設置しております地域づくり委員会において、障がいのある方の暮らしを支えるサービスをはじめ、差別や虐待、暮らしづらさに関することなど様々な相談に対応しております。</p> <p>いただきました相談に対しましては、当事者と事業者、双方からの聞き取り調査を行い、事実関係を確認しますと</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>がどの程度進んでいるのかは必ずしも明確ではありませんというかわかりませんでした。</p> <p>地域づくり委員会がこれまでどのような成果を上げてきたと評価しているのか伺うとともに、今後その実効性をどのように高めていく考えなのか伺います。</p> <p>(三) 成果指標・KPIについて</p> <p>道庁のみなさん、振興局の方々も丁寧にいろんなことをされていると思うんですが、この条例の実効性、周知のことも含めてですね、高めていくためには、この政策の成果を客観的に検証できる指標が必要であると考えます。</p> <p>現状ではですね、会議の開催回数とかは把握してはるんですけど、これはただ何をやったかというだけの話なので、それによってどんな変化が出たのか、差別相談がどの程度解決されたのか、あるいは、地域によって合理的配慮がどの程度進んだのかなど、そういう成果をしっかりと見える化していく必要があると思います。</p> <p>差別相談の解決状況や合理的配慮の提供事例などを把握することが重要と考えますが、この条例の実効性を評価するための具体的な成果指標、いわゆるKPIを北海道として設定する考えはあるのか伺います。</p> <p>成果指標の設定は、難しい面があるというのは、確かに当事者支援には本当に様々な幅があると思いますので、難しさは理解をしますが、一方でですね、この合理的配慮義務化への対応についてということでききますと、いわゆる当事者だけでなく、福祉関係者でもなく、いわゆる事業者、経済団体的なそういうところでもですね、いろいろ課題を抱えているんじゃないかというふうに思います。</p> <p>(四) 合理的配慮義務化への対応について</p> <p>先ほども申し上げましたが、令和6年の法改正により、民間事業者に対する合理的配慮の提供が義務化されました。</p> <p>全国的に見てもですね、北海道には地域づくり委員会など、差別や暮らしづらさの課題を地域で共有して解決していく仕組みが一応すでに整備されています。</p> <p>このような条例を持つ北海道だからこそ、合理的配慮の義務化、その法律のことを後押しとしてですね、条例の仕組みをより積極的に活用し、地域における合理的配慮の実効性を高めていくべきではないかと考えます。</p> <p>道として、条例の仕組みをどのように活用し、合理的配慮の普及と実効性の確保の現状をどのように把握し、今後どのように進めていく考えなのか伺います。</p> <p>【指摘】</p> <p>KPIと絡めてのご提案ということになりまして、指摘ということにさせていただきますが、例えば、商工団体とか経済団体の地域づくり委員会への例えば参画だとか、北海道応援団会議における、ここに関わってくださる人の</p>	<p>ともに、委員会における協議を踏まえ、事業者への合理的配慮を求めてきたところでございます。</p> <p>また、事業者等を対象としました、合理的配慮に関する出前講座の実施や車いすを利用されている方の障がい理解促進のための動画配信などにも取り組んでいるところでございまして、道としては、委員会の活動内容を分かりやすく周知し、きめ細かく相談に対応するなど、地域づくり委員会の一層の活用が図られるよう努めてまいります。</p> <p>(障がい者保健福祉課長)</p> <p>成果指標についてでございますが、障がいのある方からの相談では、差別された相手方への伝達や調整を望まないケースや窓口からの助言のみを希望するケースのほか、不当な差別的取扱いや必要かつ合理的な配慮に該当しないケースなど多様な事例がございまして、必ずしも全ての相談が、差別の解決または合理的配慮の提供といった結果につながるものではないことから、成果指標の設定は難しい面があるところでございます。</p> <p>なお、道障がい福祉プランでは、就労支援に関しまして福祉的就労に関する目標などを設定してございます。</p> <p>(障がい者保健福祉課長)</p> <p>合理的配慮の義務化への対応についてでございますが、障がいのある方が、住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がいのある方だけではなく、その周囲の方々も、改正法の施行を一つの契機として、この法律の趣旨や理念を十分に理解し、適切な合理的配慮に努めることが重要と考えております。</p> <p>このため、道では、条例に基づき設置します「地域づくり委員会」を、障害者差別解消法第18条に規定する情報の交換及び、協議を行う場として位置づけまして、「地域づくり推進本部」において、各地域における合理的配慮の普及啓発に係る取組状況を共有するとともに、有識者の本部員などからもご意見を伺いながら、取組を推進してきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、引き続き、こうした取組などを通じ、障がいのある方への合理的配慮の提供が促進されるよう取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>企業数だとか、そうした違う形でのK P Iをしっかりと定めることによって、当事者支援につなげていただきたいと思えます。</p> <p>(五) 当事者参加について 次に、当事者参加について伺います。 条例は、当事者や住民の参加を基本理念としているものと承知をしています。 しかし、精神障がい分野においては、審議会など政策形成の場への当事者参加が十分とは言えない状況にあると考えます。 当事者参加は、制度の実効性を高める上でも重要な視点であると考えますが、道として当事者参加の意義をどのように認識しているのか、あらためて伺うとともに、精神障害分野における当事者参加の現状と今後の方向性について伺います。</p> <p>再一 (五) 当事者参加について 当事者やそのご家族の方々のご意見を伺うことは重要とのこと答弁でしたが、重要という優先順位の問題ではなく、必須なのではないですか。 北海道がん対策条例と比較すると、がん対策条例では患者参画が制度として位置づけられています。 一方、今回、議員提案で作ったので反省も込めてですが、障がい者条例では理念としては当事者参加を掲げ、重視はしていますが、厳密な意味で制度として明確に定めていない弱さがあるということがわかりました。 ご答弁の流れのトーンでいきますと、支援が必要な人に丁寧に対応するというのを求めているというのでは私はないです。それは当然のことなので。私が求めているのは、当事者を、権利の主体として、政策の担い手として位置づけることが必要ですと、道として、当事者参加の明確な方針を打ち出した上で、審議会に諮っていく、もし必要であれば条例の改正や要綱の見直しなどの提案を、そういう対策を講じるべきではないかと考えますが、再度見解を伺います。</p> <p>【指摘】 同じ答弁の繰り返しで時間がないので次にいきますけれども、運用でなく制度としてしっかり担保していただきたいということを強く指摘しておきます。</p> <p>(六) 障がい者就労支援企業認証制度について 北海道では、障がい者の就労支援に積極的に取り組む企業等を評価する制度として、北海道障がい者就労支援企業認証制度が設けられています。 しかし、決算特別委員会でも議論してきたんですけども、発注部局などにおいても、この制度の趣旨というか理解が決して十分ではない状況も明らかになりました。 北海道としてこの制度の意義をどのように認識しているのか、またこれまで障がい者雇用の拡大にどのような成果を上げてきたと評価しているのか伺います。</p>	<p>(精神医療担当課長) 精神障がいがある方の意見の反映についてでございますが、精神保健等の施策の推進に当たり、当事者やそのご家族の方々のご意見を伺うことは重要であると考えております。 こうした中、道が設置している北海道精神保健福祉審議会では、委員から「当事者が継続して参加できるよう、委員の枠を確保していく必要がある」とのご意見をいただいたことから、現在、委員の選定の方法について検討を進めているところです。 道としては、今後とも精神障がいのある方ご本人やそのご家族を含め、様々な立場の方々からのご意見の聴取に努めてまいります。</p> <p>(精神医療担当課長) 精神障がいがある方の意見の反映についてでございますが、道としては、精神保健等の施策の推進に当たり、当事者やそのご家族の方々のご意見を伺うことは、重要であると考えており、北海道精神保健福祉審議会の委員の選定の方法について、検討を進めているところです。</p> <p>(障がい者保健福祉課長) 障がい者就労支援企業認証制度についてでございますが、この制度は、障がい者条例に基づきまして、障がいのある方々の雇用や障害者就労施設等への優先発注など就労支援に積極的に取り組む企業などを評価・認証し、入札や融資における優遇措置を行い、就労の促進を図るものでございます。 本年2月末現在で、228の企業等を認証しており、そのうち法定雇用率を超える障がい者雇用を実践されている認証企業は211で、道障がい者福祉プランの始期であります令和6年4月から12件増加していることから、障がい者雇用の拡大に寄与しているものと考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>こつこつと保健福祉部として努力をされてきて、12件というのが、どういう評価というのはありますけれども、増加はしてきているという認識で受け止めました。</p> <p>ただ一方でですね、さっき発注三部の話もしましたけれども、全庁的な取り組みが必要だというふうに思いますので、公共発注の姿勢についてということで伺いたいと思います。</p> <p>(七) 公共発注の姿勢について</p> <p>この条例の理念を社会全体で実現していくためには、公共調達の仕事を活用する視点も大変重要であると、もともとこれは、いろんな議会でも提案させていただいていたところですが、今回ですね、知事は再生可能エネルギーの分野において、法令違反のある企業からは電力を調達しないという考え方を議場で示されまして、私も大変驚いたところなんです、であるならばですね、行政が公共調達を通じて社会的価値を示すというこれ非常に大事な知事の姿勢だと思うんです。</p> <p>それであれば、障がい者就労の分野においても同様に、公共発注のあり方を通じて、これまで以上に積極的な姿勢を示していただくことが重要ではないかと考えます。</p> <p>障がい者就労支援企業や福祉事業所に対する公共発注において、優先や評価などをより明確に位置づけていく考えはあるのか伺います。</p> <p>再一 (七) 公共発注の姿勢について</p> <p>北海道でも毎年度調達方針を策定して、丁寧な取り組みをしていることは、重ね重ねですが、道庁の保健福祉部の皆さんが、丁寧に頑張っていることは承知していますが、申し訳ないんですけど、現状では「前年度を上回る」といった言わば努力目標的な取り組みにとどまっております、条例の理念を社会の中で実現していく、実装していく政策としては十分とは言えないのではないかと考えます。</p> <p>公共調達というのは、道が、道庁が、どんな社会をめざすのか、地域社会に示す価値を表現するメッセージでもあると考えます。</p> <p>知事は再生可能エネルギーの分野では、法令違反のある企業から電力を調達しないという姿勢を示していますが、同様にですね、法令順守、コンプライアンスということであればですね、障がい者の就労を支える企業や事業所を公共調達の中で積極的に評価していくという考え方も必要ではないでしょうか。</p> <p>北海道として、調達目標の明確化や実績の見える化など、公共調達をより政策的に活用していく考えはないのか、改めて伺います。</p> <p>【知事総括】</p> <p>知事の政治姿勢にも関わるお話だと思いますので、改めて知事にも伺ってみたいと思いますので、取り扱いをお願いいたします。</p> <p>(八) 条例を課題解決の仕組みとして活かす姿勢について</p> <p>最後に、条例の役割について伺いたいと思います。</p>	<p>(障がい者保健福祉課長)</p> <p>障がい者就労支援企業等に対する公共発注についてでございますが、道では、条例に基づき、障がい者就労支援企業を入札上の優遇や随意契約における契約の相手方として選定し、各部局や出先機関において発注をいたしますとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が供給する物品や役務に対する需要の拡大を図るため、毎年度、調達方針を策定し、調達実績額及び件数が前年度を上回ることを目標として取り組んでおります。</p> <p>また、市町村に対しましても、同様の趣旨での取組を呼びかけており、今後とも、障がい者就労支援企業等からの優先調達などに取り組んでまいります。</p> <p>(障がい者保健福祉課長)</p> <p>障がい者就労支援企業等に対する公共発注についてでございますが、道では、障害者優先調達推進法に基づきまして、障害者就労施設等が供給する物品や役務に対する需要の拡大を図るため、毎年度、調達方針を策定し、調達実績額及び件数が前年度を上回ることを目標として取り組んでおります。</p> <p>また、毎年度、調達の実績を取りまとめ、その概要を公表しており、今後とも、障がい者就労支援企業等からの優先調達などに取り組んでまいります。</p> <p>(保健福祉部長)</p> <p>北海道障がい者条例に基づく今後の取組についてでございますが、本条例に基づき設置しております地域づくり</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>障がいのある方の暮らしづらさや差別の問題は、必ずしも地域づくり委員会、この条例の肝と申し上げましたが、地域づくり委員会への個別の申し立てとして現れるものだけではありません。</p> <p>例えば、旧優生保護法下の強制不妊手術の問題について、司法判断において長年にわたる重大な人権侵害であり国家による差別であったことが明らかになりました。</p> <p>また、障がい福祉サービスと介護保険制度の関係において、市町村により取り扱いが異なり、地域差が生じているいわゆる「65歳問題」についても、裁判を通じて制度の不合理や差別性が指摘されてきたところです。</p> <p>これらの事例に共通するのは、長年見過ごされてきた差別が司法判断によって社会的に可視化されたという点であると考えます。</p> <p>北海道の障がい者条例は、そもそも、障がいのある方の生きづらさや暮らしづらさを地域社会の中で共有し、解決につなげていく仕組みを持つ条例です。</p> <p>であるならば、こうした司法判断によって明らかになった差別や制度上の不合理についても、北海道として当事者の声を受け止めながら、地域づくり委員会などの場で課題として共有し、政策改善につなげていく姿勢が求められるのではないかと私は考えます。</p> <p>これまで旧優生保護法問題や65歳問題について、丁寧な対応はしたかもしれませんが、差別解消を図るという観点からの北海道としての対応には、私は、不十分さがあったと思います。</p> <p>旧優生保護法問題や65歳問題も含め、今後、司法判断などによって明らかになった障がい者差別の問題についても、条例が持つ仕組みを活用し、当事者参加のもとで課題共有や政策改善につなげていく考えがあるのか、保健福祉部長の認識を伺います。</p> <p>【知事総括】</p> <p>北海道障がい者条例に基づく地域づくり委員会は、地元の役場にはなかなか相談しづらい場合などに、振興局を中心として、地域の様々な団体とも連携しながら課題の解決を図るなど、当事者みなさんにとっては一定の選択肢になっているものと受け止めています。</p> <p>しかし、条例が掲げる理念の実現というところでは、まだまだ不十分です。</p> <p>とりわけ、旧優生保護法下の強制不妊手術の問題や、いわゆる65歳問題など、司法判断によって差別の存在が明らかにされた課題については、個別の申し立てを待つのではなく、道庁組織として主体的に受け止め、未然防止などの政策として改善につなげていく姿勢が求められます。</p> <p>北海道には全国に先駆けて制定された障がい者条例があります。</p> <p>使わなければ意味がありません。</p> <p>公共発注のあり方も含めて、この条例をどのように認識し、強化していくのかという観点を知事にも伺いたいと思いますので、この北海道地域づくり委員会の本部長でもある知事にも伺いたいと思いますので、取り扱いをお願いいたします。質問を終わります。</p>	<p>委員会では、当事者委員も参画する中、これまでに、差別に関することや合理的配慮の提供に関する相談など、多様な申立を受理をし、その解決を図ってまいりましたほか、市町村では解決が難しい広域的な地域課題などにつきましても、それぞれの委員会において把握し、協議を行っており、市町村や関係機関への情報共有も図っているところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後とも、差別等の相談にきめ細かく対応しながら、委員会の活動を分かりやすく周知いたしますとともに、障害者差別解消法の改正内容について、庁内各部とも連携をし、普及啓発に努めるほか、委員会の一層の活用が図られますよう、地域に影響がある施策上の課題等につきまして、本庁から情報提供を行い、改善に向けた協議を促すなどして、障がいのある方が安心して地域で暮らすことのできる社会づくりに向けて取り組んでまいります。</p>